

性犯罪に関わる刑法改正を求める意見書の提出を求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 35 号

受理年月日 令和 2 年 2 月 13 日

付託年月日 令和 2 年 2 月 20 日

陳情者
.

陳情原文 私たち「性暴力救援センター・東京」は、2012年6月に発足してから8年間にわたり、24時間、365日のホットラインにより、性暴力被害者支援活動を行っております。

この間、年間約5,000件の電話相談、医療機関、警察、弁護士などへの同行支援(年間約400件)の活動を行ってきました。性暴力被害者に寄り添い支援する中で、警察に被害を申告しても被害届が受理されない、不起訴になるなどの「法的な壁」に突き当たっております。思いがけない被害に遭った方々は、自身の回復のために加害者を罰することを望んでいますが、その救済の道はきわめて厳しいのが現状です。

「強姦罪」を「強制性交罪」とし、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げ、被害者や加害者の性別をなくすなど、性犯罪の厳罰化を盛り込んだ刑法改正が2017年に可決されました。被害者の告訴が必要となる親告罪の削除、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪の新設などで、18歳未満の近親者から被害に遭っても逃げられない被害者が救済される画期的な改正となりました。更に、改正の目的を実現するために政府及び最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆参両議院で採択され、3年後の見直しが附則として決議されています。

しかし、改正後も、性暴力被害者の法的救済がより推進されているとは残念ながら実感できていません。私たちに相談する半数以上の被害者が警察に被害を申告していますが、被害届を受理し、起訴されるのは年間数件という実態です。一方、2019年3月には、被害者の同意のない行為と認定されながらも無罪となる判決が相次ぐなど、改正刑法の不備が社会問題化され、全国各地で性暴力の被害当事者たちが集うフラワーデモが広がっています。

2020年は、改正3年後を目途に見直しを行うという年です。私たちは、性暴力被害者の実態に即した「性犯罪に関わる刑法の更なる改正」を切実に望んでいます。

(裏面に続く)

つきましては、下記のとおり陳情します。

記

- 1 地方自治法第99条に基づき、「性犯罪に関する刑法の改正」を求める「意見書」の提出。
- 2 改正の内容には、次のような内容を盛り込む。
 - (1) 強姦性交等罪における暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、相手からの「不同意」のみを要件として性犯罪が成立するように改正すること。
 - (2) 性交同意年齢を引き上げること。
 - (3) 地位関係性を利用した性行為の罰則規定を拡大すること。(監護者性交等罪の拡大)
 - (4) 公訴時効を撤廃もしくは停止すること。